

法定教育 「職長・安全衛生責任者教育」開催のご案内

建設現場において安全管理の責任を負うのは、現場に従事するすべての事業者であります。その事業者に代わって現場で安全管理の中心的役割を担う職長に対し、労働安全衛生法第60条では「一定の教育（職長教育）」を実施することを事業者^に義務付けています。さらに、建設キャリアアップシステム（CCUS）における、レベルアップのための要件として、職長経験



（職長としての就業日数）が設定されており、職長・安全衛生責任者教育の受講が必須項目となっております。

弊社が実施する教育は、平成18年4月の法改正に伴い追加された「リスクアセスメント教育」に対応しており、平成18年3月31日以前に職長教育を受講された方が、再度受講されるケースも多くございます。

このたび「職長・安全衛生責任者教育」を下記日程にて開催いたします。この機会に多くのご参加をお待ちしています。

■日 程 令和7年5月26日（月）・27日（火） ※2日間講習です。

■会 場 神戸市教育会館 神戸市中央区中山手通 4-10-5

■時 間 9時～17時（2日間とも） ※法定教育ですので講習修了後に修了証を即日発行いたします。

■受講資格 なし

■受講料 18,370円（税抜価格16,700円）【テキスト代込】

【問合先】労働調査会 関西支社 担当：佐々木・平岡 大阪市西区阿波座 2-2-18 TEL 06-6541-3045

申込は必要事項を記入の上、下記FAX番号までご送信下さい。後日、受講票・振込用紙等をご送付致します。

締切り後のキャンセルについては、事務手続の都合上、受講料は返還出来ませんのでご了承下さい。

受講申込専用 FAX 06-6536-6219

令和 年 月 日

受講者氏名	生年月日
(ふりがな)	昭和 平成 年 月 日
(ふりがな)	昭和 平成 年 月 日

事業所住所	〒		
事業所名			
申込担当者			
T E L		F A X	